

静岡市教育委員会規則第8号

静岡市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月27日

静岡市教育委員会

委員長 伊藤 嘉奈子

静岡市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会傍聴規則（平成15年静岡市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6人とする」を「会議の場所その他の事情を考慮して、教育長が定める」に改め、同条ただし書を削る。

第3条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に、「に規定する」を「の規定により定めた」に改め、同条第3項及び第4項中「委員長」を「教育長」に改める。

第8条第1号、第9条ただし書及び第12条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の静岡市教育委員会傍聴規則の規定は適用せず、改正前の静岡市教育委員会傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。